

議案第56号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

社会体育会館を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、葛飾区水元体育館の施設及び葛飾区社会体育会館」を「及び葛飾区水元体育館」に改める。

別表第1 葛飾区社会体育会館の項を削る。

別表第3 中 3 の部を削り、4 の部を 3 の部とし、5 の部を 4 の部とする。

付 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。